

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所 課題研究プログラム規程

〔平成29年8月4日〕
規則第10号

改正 平成30. 7. 13 30規則5 令和2. 2. 21 元規則64
令和3. 3. 29 2規則57 令和5. 3. 3 4規則50
令和6. 3. 19 5規則64

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所規程（以下「研究科規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、博士前期課程国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース及び経済経営専攻（以下「当該専攻等」という。）に置く課題研究プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プログラムは、経済学又は経営学の専門的な知識を体系的に修得することにより、社会や仕事の実務面での諸問題について理論的かつ実践的に解決することができる人材の育成を目的とする。

(資格)

第3条 プログラムに参加できる学生（以下「プログラム学生」という。）は、原則として入学時にプログラムへの参加を申請した者とする。

2 プログラム学生以外の当該専攻等の学生がプログラムへの参加を希望する場合は、2年次進級時において指導教員の許可を得るとともに、研究科長がプログラム参加について妥当と認めた場合に限るものとする。

(研究指導体制)

第4条 プログラム学生の指導教員は、主指導教員1名とする。

(プログラム修了要件)

第5条 プログラム学生は、国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コースにあつては特別演習科目2単位、基礎科目及び専門科目（日本アジア経済社会科目、日本アジア経営科目及び経済・経営研究科目に限る。）から18単位以上を含め30単位以上を、経済経営専攻にあつては特別演習科目2単位、基礎科目及び専門科目から18単位以上を含め30単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほか、プログラム学生は、課題レポートを2本提出しなければならない。この場合、経済経営専攻にあつては、専門科目のうち取得しようとする学位に応じた経済・経営研究科目群の課題レポートを1本以上提出しなければならない。

3 プログラム学生は、前項に規定する課題レポートに関する審査及び最終試験に合格しなければならない。

(履修制限)

第6条 プログラム学生は、2単位を超える特別演習指導科目は履修できない。

2 プログラム学生は、博士後期課程の科目は履修できない。

(研究科規程の準用)

第7条 前各条に定めるもののほか、プログラムの実施に関しては、研究科規程第8条、第9条第1項本文、第10条、第11条本文、第12条から第17条まで、第19条から第23条第1項まで、第24条第1項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項並びに第27条の規定を準用する。この場合において、第12条第3項、第12条の2第3項、第13条第3項及び第14条第3項中「15単位」とあるのは「10単位」と、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項及び第2項並びに第26条第1項中、「学位論文」とあるのは「課題レポート」と読み替えるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年8月4日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

附 則 (平成30. 7.13 30規則5)

この規程は、平成30年7月13日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附 則 (令和2. 2.21 元規則64)

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。

附 則 (令和3. 3.29 2規則57)

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年度の規程による。

附 則 (令和5. 3. 3 4規則50)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。

ただし、転入学者及び再入学者については、当該年度の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6. 3.19 5規則64)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。

ただし、転入学者及び再入学者については、当該年度の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。